

～「歩くまち・京都」の実現に向けて～



1

～「歩くまち・京都」の実現に向けて～

京都市

観光地交通対策 ～東山地区～

- 主要観光地が集まる東山地区では、秋の観光シーズンを中心に慢性的な交通渋滞が発生し、歩行環境が悪化している。



マイカーの流入による渋滞
(東大路通)



観光客で混雑する状況(五条坂)



清水寺

- そのため、「自動車の流入抑制及び分散」「移動の円滑化」「歩行者交通の安全の確保及び快適性の向上」を目指した交通対策を実施。

2

京都の「交通まちづくり政策」は何を目指すか

- **クルマ依存型(かつてのアメリカ型まちづくり)**
 - 自動車の利用を前提とした都市形成
 - 郊外の大型ショッピングセンター
 - マイカーが生活の必需品
- **人と公共交通優先型(ヨーロッパ型まちづくり)**
 - マイカー抑制と公共交通優先により、多くの人がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市として発展

世界の流れは「クルマ依存型社会」からの脱却



アメリカも含めて

「歩くまち・京都」総合交通戦略(平成22年1月20日策定)の概要

基本理念

自動車交通の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換していくこと。

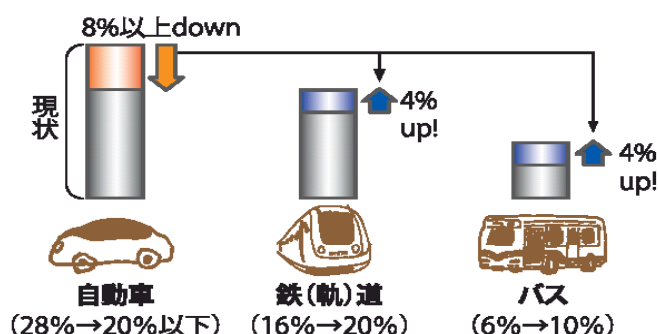
京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。

目標像

持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指して、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力にあふれるまちをつくり、また一人ひとりが歩く暮らし(ライフスタイル)を大切にすることによって「歩くまち・京都」を実現する。

目標の達成水準

非自動車分担率 : 現在 約72% → 目標 80%超



戦略パンフレット

「歩くまち・京都」総合交通戦略の3つの柱

「既存公共交通」の取組

既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

- すべての人が快適に、便利に利用できる公共交通の利便性を向上
- 市内で運行する鉄道、バスの交通事業者等の連携によりネットワークを構築し、早期の施策実施を推進
- 観光地交通や公共交通不便地域などの時期的・地域的問題への対策を強化
- 状況に応じて進化しながら公共交通の利便性向上を継続的に推進するため、関係者が連携して取組む体制を整備

「まちづくり」の取組

歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくる

- 交通政策のみならず、土地利用計画などの都市計画をはじめ、環境、福祉、教育、景観、産業などの幅広い分野の政策と融合した取組を積極的に推進
- 京都の魅力を満喫できるよう「歩行者」を最優先とする快適な道路空間を確保
- 地域の特性に応じた道路の使い方を検討し、通過交通の抑制、物流対策、駐車場対策などの自動車利用の抑制策を推進し、必要な道路網の構築も行い、バスの速達性と定時性を向上
- 歩く人々による賑わいが生み出されるようにトランジットモール化などの歩行者空間拡大策を推進
- 鉄軌道網のミッシングリンクの解消や、まちの賑わい創出、観光客の玄関口でもある京都駅との結節強化の観点などから、新しい公共交通のあり方を構築すべきと考えられるエリアにおいて、LRTやBRTの導入など、それぞれの地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向けた検討

「ライフスタイル」の取組

歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルに転換する

- 「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発を強力に推進
- 「歩く」ことを中心としたライフスタイルへの変革を一人ひとりに促すため、コミュニケーションを活用して市民ぐるみで過度な自動車利用を抑制する取組を推進（「スローライフ」京都大作戦）

「歩くまち・京都」総合交通戦略のシンボルプロジェクト

シンボルプロジェクト：戦略を推進するための象徴的な施策

京都市最大のターミナルとしての京都駅南口駅前広場整備



「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業



四条通のトランジットモール化



京都駅と高度集積地区等を結ぶ新しいバスシステムの導入



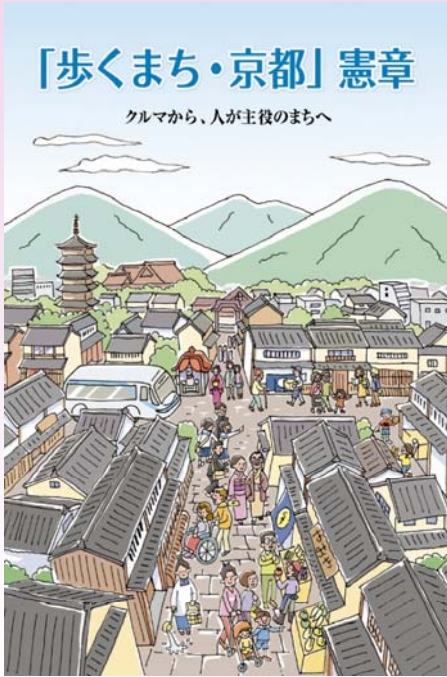
通年型のパークアンドライドに向けた施策を実施



京都スローライフ・ウィークの実施（社会啓発として、一定期間クルマを使わない地区を設定）



「歩くまち・京都」憲章（平成22年1月23日制定）



- 平成22年1月23日、市民・観光客の皆様、そして事業者、行政が一体となって「人が主役の魅力あるまちづくり」を進めるための事柄を明確にするために「歩くまち・京都」憲章を制定しました。
- この憲章は、市民委員、大学の専門家や有識者、事業者、行政が参画する審議会や検討部会、400人の市民の皆様が集まったシンポジウム、そして、14,700人を対象としたアンケート等を通じて市民の皆様と共に議論を重ねることにより作成されたものです。

「歩くまち・京都」憲章

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

平成22年1月23日、「歩くまち・京都」憲章は、市民・観光客の皆様、そして事業者、行政が一体となって「人が主役の魅力あるまちづくり」を進めるための事柄を明確にするために制定しました。この憲章は、市民委員、大学の専門家や有識者、事業者、行政が参画する審議会や検討部会、400人の市民の皆様が集まったシンポジウム、そして、14,700人を対象としたアンケート等を通じて市民の皆様と共に議論を重ねることにより作成されたものです。

